

2025 年（令和 7 年）12 月 30 日

「福井事件弁護団作成による意見書」の提出について

法制審議会－刑事法（再審関係）部会
委員 鴨志田 祐美

当部会における諮問事項の検討にあたり、福井事件の当事者及び弁護団からのヒアリングの実施を要請していたところですが、今般、ヒアリングに代わる資料として、同事件弁護団から別添の意見書の提供を受けましたので、提出いたします。

2025年12月25日

法制審議会刑事法（再審関係）部会 御中

意見書

福井事件弁護団

第1 はじめに

現在、法制審議会刑事法（再審関係）部会において、再審法改正に向けた議論が行われているところ、福井事件弁護団として、これまでの再審請求審、再審公判の経験から意見申し上げたく、本書面を提出する次第です。

そもそも、再審法改正については、議員立法というかたちでも法案化がなされております。冤罪被害者救済という観点を主軸におき、超党派の議員連盟が発足した上、再審法改正に取り組むことが先行する中、法制審議会刑事法（再審関係）部会が組織されたものと認識しておりますが、議事録や報道等から得るところによれば、同部会での議論が、議員立法で提出された法案よりも後退させる議論がなされているように感じられます。

委員、幹事の皆様におかれましては、実際の事件を踏まえ、議論いただきたいと考えております。

第2 証拠開示について

- 1 福井事件第2次再審請求において、証拠開示請求をするにあたっては、通常審の類型証拠開示、主張関連証拠開示の規定を念頭に置き、過去の裁判例等も踏まえて、証拠開示請求を行いました。第1次再審でも95点の証拠が開示されましたが、未開示の証拠が多数存在していることは明白であると考えられたことから、再審理由や新証拠と関連する証拠が開示されるべきは、旧証拠の評価に関する証拠も重要であることから、弁護団として必要と考える証拠について開示を求めました。

結果、287点の新証拠の開示に繋がり、その中に、テレビ会社への照会結果の捜査報告書、あるいは警察官作成の備忘録メモ（前述のものとは別の捜査報告書末尾に添付されていたもの）といった、再審控訴審判決において重視された証拠の開示に至りました。これらの開示証拠は、新証拠の関連性に限った証拠開示ではなく、再審理由中にもある旧証拠の再評価という点も踏まえて請求したからこそ、開示に繋がったものと考えられます。そして、これらの開示証拠も新証拠として考慮されたことで、控訴棄却（無罪）判決に至っています。

つまり、証拠開示にあたり、第2次再審請求において新証拠として提出した証拠に限ったものではなく、旧証拠の類型証拠に該当すると思料されるものも含め開示請求をしたことが、今回、元被告人の無罪を基礎づける証拠の開示に繋がったことになります。

テレビ会社への照会結果の捜査報告書により、主要関係者の1名の供述の信用性を否定する方向で大きな影響を与えました。当該主要関係者が供述した日にちに、供述した内容の場面が放映されていなかったことが当該捜査報告書から明らかとなったのです。

また、警察官作成の備忘録メモにより、別の主要関係者の供述の信用性が否定されることになりました。当該主要関係者は昭和62年2月1日付の上申書において、元被告人から指示されて元被告人の義兄宅へ行った旨供述していたのですが、その3日前である昭和62年1月29日に、警察が、当該主要関係者の引き当たり捜査を実施し、その中で元被告人の義兄宅についても立ち寄ったことが明らかとなったのです。つまり、警察官が引き当たり捜査を利用して誘導、示唆し、これにより当該主要関係者が上申書を作成するに至った疑いが生じたのです。

- 2 法制審議会刑事法（再審関係）部会における証拠開示に関する規定の検討状況からすれば、前述した今回控訴棄却に至った証拠、つまりは元被告人の無罪を裏付ける証拠が開示されなかったのではないかという危惧があるため、その点について述べさせていただきます。

既に述べましたとおり、福井事件においては、再審理由の範囲という枠内において、旧証拠の評価に関する証拠も含め、広く証拠開示を求めました。開示されるべき根拠を明確にするため、現行の通常審の法制度や過去の裁判例を踏まえ、証拠開示されるべき理由を丁寧に論じました。更には請求審における第1回の進行協議期日において、福井事件の問題点について裁判所にプレゼンを実施し、裁判所の積極的な訴訟指揮がなされた結果、287点の開示に至ったものと考えられます。

今後、法改正により、証拠開示の規定を創設するにあたっては、少なくとも過去の裁判例を後退させるような立法は不相当であると考えます。これまで開示されてきた証拠が法改正により開示されなくなるということがあれば、再審法改正が、冤罪救済に繋がるどころか、冤罪救済の扉を閉めかねません。

もし、前述のテレビ会社への照会結果の捜査報告書や警察官作成の備忘録メモについて、新設された証拠開示規定によって、開示の対象に該当しないとされてしまえば、福井事件においても再審による無罪確定の途が閉ざされていたと思料されます。例示した2点の証拠以外にも、検察官がこれま

で証拠開示を拒んできた証拠は多数存在していました。そして、検察官が開示を拒否してきた証拠の多くが、本事件の裁判の結論を左右する重要証拠でした。仮に確定審である通常審の時点や第1次再審請求審の時点で提出されていれば、元被告人がこれほど長期間にわたり苦しむことはありませんでした。再審控訴審判決も、「確定審検察官がこの誤りを適切に是正していれば、そもそも再審請求以前に確定審において原審の無罪判決が確定していた可能性も十分に考えられるのであって、上記のような確定審検察官の訴訟活動に対しては、その公益の代表者としての職責に照らし、率直に言って失望を禁じ得ない。」と判示して、テレビ番組の放映日の誤りを是正していれば、第1次再審はおろか、確定審において原審の無罪判決が確定していた可能性に言及しています。

- 3 福井事件においてこのように広範な証拠開示に至ったのは、新証拠のみならず、旧証拠も含め、類型証拠に該当すると思料されるものについて請求するとともに、再審請求の主張に関連する証拠の請求をおこなったことが要因です。通常審において、被告人に証拠開示請求権を認める規定があるにも関わらず、再審において、少なくとも同程度の開示を権利として認めないとするならば、再審における証拠開示制度は、現状よりも大きく後退することになります。

また、過去の裁判例からも、請求人からの証拠開示請求を狭めることは不当であると思料されます。まず、再審事件においては、捜査機関の手元にある証拠を新証拠として再審請求することが認められています（東京高裁（刑8）昭和30年9月1日決定（高裁判刑事判例集8巻6号875頁））。このことからすれば、少なくとも通常審と同程度の証拠開示がなされないことは不相当であると言わざるを得ません。

次に、布川事件国賠訴訟判決（東京地裁令和元年5月27日）は、検察官は公益の代表者として、事案の真相を明らかにする職責を負っているものというべきであるから、検察官の手持ち証拠のうち、裁判の結果に影響を及ぼす可能性が明白であるものについては、被告人に有利不利な証拠を問わず法廷に顕出すべき義務を負うものというべきである。また、結果に影響を及ぼす可能性が明白であるとまではいえない場合であったとしても、被告人または弁護人から、具体的に開示を請求する証拠が特定された証拠開示の申立てがあった場合には、その重要性に程度、証拠を開示することによって生じる弊害の内容及び程度等に照らし、開示をしない合理的理由がない場合には、検察官は、その証拠の開示義務を負うものというべきであると判示しています。「結果に影響を及ぼす可能性が明白」な証拠について、検察官が公益の代表者として明らかとすべきとするのみならず、「明白であると

まではいえない場合」においても、申立てがなされた場合に、開示をしない合理的理由がない場合には証拠開示がなされるべきであるとしていることからすれば、請求人に証拠開示請求を認めているものといえます。また、松川事件国賠訴訟の第1審判決（東京地判昭和44年4月23日）も、事実認定の最終的な判断は裁判所によってなされるのであるから、検察官の手持ち証拠にある被告人に有利な証拠も法廷に顕出されるべき機会が保障される必要があると判示しています。

このように現行法の通常審の規定及び再審における証拠開示について判示した過去の裁判例からすれば、検討資料のA案では、十分な証拠開示がなされないことは明らかと言わざるを得ません。

- 4 また、通常審においては証拠の一覧表の交付についても規定されています。再審においても、少なくとも通常審と同程度の証拠の一覧表が交付されるべきです。

捜査機関の下に、どのような証拠がどの程度存在しているのかは明らかではありません。その上、証拠の一覧表すら交付されないのであれば、証拠開示自体が実効性を伴うものとはなりません。もちろん、現在の通常審の証拠の一覧表は、検察官に送致された証拠のみを対象としているため、検察官に送致されていない証拠については記載されないこととなりますが、少なくとも証拠開示を実効的なものにするためには最低限の一覧表の交付は必須であると考えます。

- 5 必要十分な証拠が開示されることが冤罪救済にとって重要な事項であることは明らかであって、福井事件においても証拠開示がなされたことが、元被告人の冤罪救済に繋がりました。福井事件で第2次再審で開示された287点の証拠が開示されないような法制度を創設することは、冤罪の救済に繋がらないということを念頭におき、法制度の検討をしていただきたいと思います。

第3 再審請求審における検察官抗告（異議申し立て）について

- 1 福井事件第1次再審において、名古屋高等裁判所金沢支部は再審開始を決定しました。その後、検察官の異議申し立てにより、名古屋高等裁判所が再審請求を棄却し、最高裁判所も特別抗告を棄却したことから、1次再審は終結することになりました。

しかしながら、前記のとおり、検察官は、元被告人の無罪方向の証拠を開示しないまま、異議申し立てを行い、異議審、特別抗告審を通じて、これらの証拠を明らかにすることはありませんでした。

本年7月18日に言い渡された福井事件控訴審判決は、「確定審検察官は、

論告、控訴趣意書において、なおも本件場面が3月19日に放送されたという事実に反することを(中略)供述の裏付けとしてぬけぬけと主張し続けている」「確定審検察官の訴訟活動は、裁判所に法の正当な適用を請求し、公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為といわざるを得ず、適正手続確保の観点からして、到底容認することができない」として確定審検察官について厳しい指摘をしました。

しかしながら、第1次再審、同異議審、同特別抗告審に関わった検察官も、当該証拠について認識していた可能性があると思料されます。検察官は、第1次再審において、前述の重要証拠を開示しておりません。それどころか、異議申し立てを行い、元被告人の冤罪救済の途を閉ざしたのです。

- 2 再審請求審において検察官抗告を制度として残す理由として、間違った再審開始の判断を正す機会が必要という意見があると聞きました。そうすると第1次再審請求において名古屋高等裁判所金沢支部が決定した再審開始は間違っていたのでしょうか。当該決定が間違っていなかったことは、明らかです。むしろ、検察官は、元被告人の無罪方向の証拠を開示しないまま、異議申し立てを行っていると考えれば、裁判所に正しい判断をさせないようにしつつ、間違った確定審を維持しようとしたにほかなりません。

第1次再審において、平成23年11月に再審開始決定が出たのですから、平成24年中には、元被告人の冤罪が晴らされた可能性は十分にありました。元被告人は、雪冤のために更に「13年間」を要したのです。

- 3 検察官抗告が認められなくても、検察官は有罪の主張をすることができます。再審開始決定が誤りであるという主張をすることができます。

再審は請求審と公判の2段階が予定されているのですから、再審請求審を長期化させずとも、再審公判手続に移行した上で、検察官の有罪主張を続けることが可能なのです。

現に、検察官は、福井事件の再審控訴審においても、テレビ番組の放映日の主張は撤回したものの、有罪主張を維持しました。上告こそありませんでしたが、手続としては上告することもできました。結局のところ、再審請求審が終わっても、検察官は有罪主張をし続けることが可能なのです。現行法はむしろ検察官にこそ手厚い保障を置いていると言わざるを得ません。

第4 進行協議期日について

- 1 福井事件の第2次再審においては、早期に進行協議期日が設定されました。前述のとおり、弁護団が進行協議期日においてプレゼンを行ない、その結果、証拠開示も迅速に進みました。

結果として、再審請求から再審開始決定まで2年、元被告人の無罪が確定

するまで2年9か月という期間で終えることができました。

一方で、福井事件第1次再審においては、第1回目の進行協議まで2年6か月を要しました。再審開始決定までをみても7年4か月を要しました。

- 2 この差が何処から生じるのかといえ、進行協議をいかに早期に行うかという点であると考えます。

裁判所は、請求があつてから事件の内容について把握することになりますので、弁護団と比べても情報量が十分にありません。一方、職権主義を採っている以上、裁判所の積極的な関与なくして再審手続が進行していかないという側面があります。

- 3 早期に進行協議期日を入れることで、請求人側から再審請求のポイントなどを伝えることができ、ひいては裁判所において再審請求の内容を理解する機会に繋がります。

弁護団としても第1次の経験があつたからこそ、第2次の進行について意識できた面がありましたが、期日指定が法制化されていれば、第1次の段階でも円滑な進行がなされたのではないかと考えます。全ての事件において同様の手続きが保障されるべきです。

第5 むすびに

福井事件第2次再審は、裁判所の積極的な指揮により、早期の証拠開示と円滑な進行に繋がりました。

ですが、裁判所の指揮如何に関わらず、一定の手続きが保障されることこそが重要です。法改正を行う以上、これまでの裁判例を踏まえ、前進させる内容にすべきです。これまでの裁判例すら否定し、現在の運用すら後退させることは、決してあつてはなりません。

法制審議会刑事法（再審関係）部会におかれましては、多様な意見を取り入れ、十分な議論が行われることを切に願います。

以 上